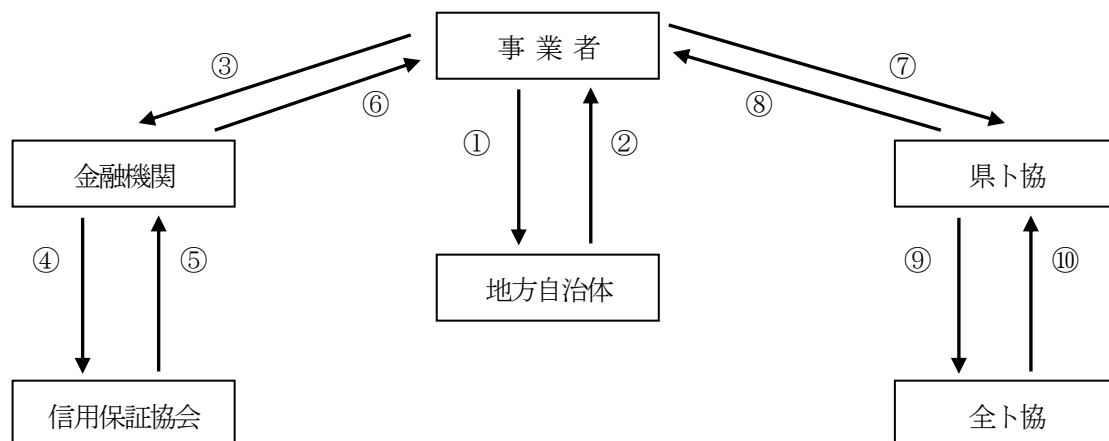


信用保証料助成事業に対する全ト協助成スキーム

公益社団法人全日本トラック協会



(フロー)

- ① 事業者が
 - ・地方自治体の定めた原油等の価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援を目的とした(セーフティネット)制度融資の認定
 - ・国のセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号及び同条第6項「危機関連保証」)の認定
 - ・「激甚災害」として指定された「東日本大震災緊急保証」や「災害関連保証」上記の要件該当の認定を申請
(認定不要型制度融資もあり、その場合の手続きは地方自治体の定めによる)
- ② 地方自治体は上記①に係る認定書を事業者宛に発行
- ③ 事業者が金融機関(又は信用保証協会)へ借入(保証)申込み
- ④ 金融機関から信用保証協会へ書類提出
- ⑤ 信用保証協会は金融機関へ信用保証書を発行
- ⑥ 金融機関は信用保証協会の発行する「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」を事業者に送付して融資を実行
- ⑦ 事業者は県ト協へ信用保証料助成を申請
- ⑧ 県ト協から事業者へ助成金を振込み
- ⑨ 県ト協から全ト協あて助成金交付を申請
- ⑩ 全ト協から県ト協あて助成金を振込み